

令和3年第4回定例豊頃町教育委員会議 議事録

招 集 年 月 日	令和3年4月23日
招 集 場 所	える夢館 委員会室
開 閉 会 日 時	開会 令和3年4月23日 13:40
	閉会 令和3年4月23日 14:25

	議席番号	委 員 氏 名	出欠の別
出席及び欠席教育長・委員名	1		出席・欠席
招 集 4名	2	櫻 井 康 雄	出席・欠席
出 席 4名	3	宝 田 博 幸	出席・欠席
欠 席 0名	4	長 濱 竜 一	出席・欠席
	5	鈴 木 千 賀 子	出席・欠席

会 議 録 署 名 委 員	議席番号	署 名 委 員 氏 名
	2・3	櫻 井 康 雄 ・ 宝 田 博 幸

説明のために出席した者の 職 氏 名	山田 教育課長	廣澤 給食センター所長
	笠間 総務係長	加藤 学校教育係長
	滝沢 社会教育係長兼図書係長	中村 教育推進員
会 議 の 経 過	議事日程・会議に付した事項・会議の過程 別紙のとおり	

議事日程	議件番号	議 件 名	審議結果
日程第1		議事録署名委員の指名 (2 番 櫻 井 ・ 3 番 宝 田)	決 定
日程第2		会期の決定 (4月23日から 4月23日までの1日間)	決 定
日程第3		諸般の報告	報告済み
日程第4	報告第1号	令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について	報告済み
日程第5	報告第2号	令和3年度緊急災害時等スクールバス配車体制について	報告済み
日程第6	議案第1号	要保護・準要保護児童生徒の認定について	原案可決
日程第7	議案第2号	豊頃町立学校における働き方改革推進プランの改正について	原案可決
日程第8	議案第3号	豊頃町教育支援委員会委員の委嘱について	原案可決
日程第9	議案第4号	豊頃町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	原案可決
日程第10	議案第5号	豊頃町学校運営協議会委員の委嘱について	原案可決
日程第11	議案第6号	豊頃町社会教育委員の委嘱について	原案可決
日程第12	議案第7号	豊頃町「報徳のおしえ」推進会議委員の委嘱について	原案可決
日程第13	協議第1号	豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書(案)について	決 定
日程第14	協議第2号	豊頃町教育事務執行の点検・評価に係る学識経験を有する者の知見の活用について	決 定

令和3年第4回定例教育委員会議事録

櫻井代理	挨拶 ただいまから、第4回定例教育委員会議を開催いたします。 日程第1 「議事録署名委員の指名」であります。 2番 櫻井、3番 宝田委員、よろしくお願ひいたします。 日程第2 「会期の決定」です。 「4月23日」本日1日といたしたいと思ひます。ご意見ありませんか。
各委員	なし。
櫻井代理	では、本日1日限りとさせていただきます。 日程第3 「諸般の報告」を行います。
笠間係長	「総務係、学校教育係、社会教育係、体育振興係、図書館、給食センター、 える夢館ギャラリー」について、別紙により主な行事等について報告する。
櫻井代理	諸般の報告について何かご質問・ご意見等はございますか。
各委員	なし。
櫻井代理	それでは、諸般の報告については報告済みとさせていただきます。 日程第4 報告第1号「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実 施について」を議題とします。 事務局から報告をします。
山田課長	報告第1号を報告する。 本調査は、スポーツ庁の実施要領に基づき実施するもので、国が全国的な子供の 体力・運動能力や運動習慣等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改 善を図ることを目的とし、教育委員会や学校においても、本調査結果を活用し、 子どもの体力や運動習慣等の状況を把握するとともに、課題に対応した施策の実 施や体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てることを目的としています。 調査対象者は、すべての小学校等の第5学年並びに中学校等の第2学年とし、本 年4月から7月までの期間で実施することとなっております。調査内容につつま しては、小中学校とも8種目の実技と運動習慣、生活習慣等に関する質問紙によ る調査。その他学校と教育委員会に対しても質問紙調査をするものです。 大まかなスケジュールにつきましては、9ページのとおりとなっております。 以上、報告します。
櫻井代理	報告第1号について事務局の説明を終わります。 本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。
各委員	なし。
櫻井代理	では、無いようなので本件につきましては、報告済みとさせていただきます。 日程第5 報告第2号「令和3年度緊急災害時等スクールバス配車体制につ いて」を議題とします。 事務局から報告をします。
山田課長	報告第2号を報告する。 豊頃小学校児童・教職員計113名をスクールバス4台。連絡車両として教職 員車両1台で輸送。 豊頃中学校生徒・教職員計89名をスクールバス3台。連絡車両として教職員

	<p>車両1台で輸送。</p> <p>大津小学校児童・教職員計17名を教職員車両で輸送します。</p> <p>輸送予想時間は、豊小・豊中については、車両出発から豊小・豊中を經由し避難所としている「える夢館」まで、所要時間30分を想定しています。大津小学校は、台風洪水時の避難場所大津コミセンまで所要時間3分。大津波警報時の避難場所国道336号線避難場所まで10分を想定しています。</p> <p>以上、報告します。</p>
櫻井代理	<p>報告第2号について事務局の説明を終わります。</p> <p>大津小学校は、例年同様、教職員の皆さんにお願いするという体制にしているところでございます。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
長濱委員	<p>基本的に大津小学校の先生は、自家用車で出勤するということですね。</p>
山田課長	<p>はい。</p>
宝田委員	<p>朝・夕方の送迎途中に地震が起きた場合のマニュアルはあるのですか。</p>
山田課長	<p>マニュアルは無いですが、日頃から車両担当者は学校や運転手と連絡をとりながら送迎を行っていますので、いつでも、災害に対応できるようになっています。</p>
櫻井代理	<p>その他ございますか。</p>
各委員	<p>なし。</p>
櫻井代理	<p>では、本件につきましては、報告済みとさせていただきます。</p> <p>日程第6 議案第1号「要保護・準要保護児童生徒の認定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>議案第1号を説明する。</p> <p>令和3年度要保護・準要保護児童生徒の認定申請が、15ページの一覧のとおり11件あり、内訳は児童8名、生徒7名ですが、11件すべてが準要保護としての申請となっています。</p> <p>豊頃町就学援助認定要領第5条及び第6条の認定要件の規定により審査した結果、NO.5については、要領の第6条の生活保護基準との比較で世帯の収入額が生活保護基準の1.3倍を超えているため認定要件に該当していないことから、認定しないこととし、除く10件については、要領の第5条第1項第2号「町民税が非課税又は減免された者」第5号「国民年金の掛金が減免された者」第7号「児童扶養手当の受給者」第8号「生活福祉資金による貸付を受けた者」又は第6条の生活保護基準との比較で世帯の収入額が生活保護基準の1.3倍以内のいずれかの認定要件に該当しているものとして審査しております。</p> <p>以上のことから、今回申請された11件について、10件は同要領第2条の規定に基づき、就学援助対象者として認定し、1件については認定しないものとしてよろしいかをご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p>
櫻井代理	<p>議案第1号について事務局の説明を終わります。</p> <p>今、事務局から説明ありました11件について、No.5の方については、認定要件の6条、生活保護基準の1.3倍を上回る1.99倍ということでござい</p>

	<p>ますので非認定とし、その他の10件については、認定要件を満たしていることから認定するというごさいます。</p> <p>申請件数11件のうち1件を非認定とし、残り10件を認定として決定することよろしいですか。</p>
各委員	はい。
宝田委員	生活保護基準の1.3倍と1.9倍では、収入に大分差があるのですか。
櫻井代理	各家庭によって基準の金額が違って、一概には比較ができないものです。
櫻井代理	<p>なお、この内容については個人情報に該当しますので、この会議内の限りということで外部に漏れることのないようお願いいたします。</p> <p>では、本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に日程第7 議案第2号「豊頃町立学校における働き方改革推進プランの改正について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>議案第2号を説明する。</p> <p>北海道教育委員会では、平成30年3月に学校における働き方改革北海道アクションプランを策定したことから、本町でも平成30年8月に「豊頃町立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、令和2年度までの3年間を取組期間と定め、各種取組を進めてきましたが、本プランに掲げる目標達成には至っていない状況にあります。</p> <p>学校における働き方改革の目的が「教員のこれまでの働き方を見直し、教育職員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教員人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高める」ことであることから、この理念を実現するため、今回の改正では、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取り組みを加えるなどしたプランとし、より実効性の高い働き方改革を推進していくため、これまでの取り組みを継承しつつ、さらなる改善・充実を図り、継続的かつ計画的に業務改善に取り組むことを目的として、令和3年4月1日に施行された「学校における働き方改革北海道アクションプラン（第2期）」を基に、本町についても「働き方改革推進プラン」の見直しを行うものです。</p> <p>具体的なプランの改正内容としましては、別に配布のこちらの資料に赤字で改正等の箇所を記載しておりますが、主な改正内容としましては、2ページの3推進プランの目標及び期間のプランの目標年度を令和2年度から令和5年度に改正。</p> <p>(1) 目標については、現行プランを改正することなく教育職員の在校等時間から豊頃町立学校管理規則で定める勤務時間等を減じた時間（時間外在校等時間）を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とします。</p> <p>(2) 「目標達成の指標」を3ページ上段のように「重視する視点、重点的に実施する取組」に改正し、重視する視点の1点目に「現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践」する個の気付きを。</p> <p>2点目に「真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践」するチームの対話を。</p> <p>3点目に「働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成」する地域との協働を規定します。</p>

	<p>重点的に実施する取組としては、①に、在校等時間の客観的な計測・記録と公表を。</p> <p>②に、メンタルヘルス対策の推進等を。</p> <p>③に、道教委が作成した働き方改革手引「Road」の積極的な活用を。</p> <p>④に、ICTを積極的に活用した業務等の推進を。</p> <p>⑤に、部活動休養日等の完全実施を。</p> <p>⑥に、地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進を規定しました。</p> <p>また、4ページの中段に3 働き方改革手引「Road」の積極的な活用として(1)に働き方改革手引「Road」を各学校で積極的に活用するよう促す。</p> <p>(2)に各学校において、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト(働き方改革手引「Road」第7章に掲載)を活用するよう促す。</p> <p>(3)に教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向け、業務の効率化や集約化の検討を積極的に進めるを規定します。</p> <p>以上が主な改正内容でありますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p>
櫻井代理	<p>議案第2号について事務局の説明を終わります。</p> <p>本プランの改正については、道教育委員会のプラン第2期に基づき改正するものでありまして、取り組み期間を令和5年度までとするものです。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	なし。
櫻井代理	<p>では、無いようなので本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に日程第8 議案第3号「豊頃町教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>議案第3号を説明する。</p> <p>豊頃町教育支援委員会規則第4条第1項の規定により、須藤正博(大津小学校校長)他5名を教職員の人事異動に伴い、豊頃町教育支援委員会委員に委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>任期は、前任者の残任期間の令和3年5月1日から令和3年9月30日までです。</p> <p>なお、全委員の名簿を22ページに記載しておりますのでご参照ください。</p>
櫻井代理	<p>議案第3号について事務局の説明を終わります。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p> <p>須藤校長他5名を支援委員として、前任者の残任期間ということで委嘱することよろしいですか。</p>
各委員	はい。
櫻井代理	<p>では、本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に日程第9 議案第4号「豊頃町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>

山田課長	<p>議案第4号を説明する。</p> <p>4月30日をもって任期満了となる豊頃町学校給食センター運営委員会委員について豊頃町学校給食センター条例施行規則第7条第1項の規定により、23ページのとおり豊頃小学校長 森本聡他7名を豊頃町学校給食センター運営委員会委員に委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、任期は、令和3年5月1日から令和5年4月30日までです。以上です。</p>
櫻井代理	<p>議案第4号について事務局の説明を終わります。</p> <p>森本校長他7名を学校給食センター運営委員会委員として、2年の任期ということで委嘱することよろしいですか。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
長濱委員	<p>豊頃中学校のPTAからは副会長が委員となっておりますが、会長ではないのですか。</p>
廣澤所長	<p>各学校に委員の推薦を依頼していきまして、委員の選出は学校の考えで行っています。</p>
櫻井代理	<p>委員の皆さんから他にございますか。</p>
各委員	<p>なし。</p>
櫻井代理	<p>では、無いようなので本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に日程第10 議案第5号「豊頃町学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>議案第5号を説明する。</p> <p>豊頃町学校運営協議会規則第8条の規定により、大津小学校長 須藤正博他2名を豊頃町学校運営協議会委員に追加で委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>任期は、令和3年5月1日から令和5年3月31日までです。</p> <p>なお、全委員の名簿を32ページに記載しておりますのでご参照ください。</p>
櫻井代理	<p>議案第5号について事務局の説明を終わります。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p> <p>4月に転入された須藤校長他2名の方を豊頃町学校運営協議会委員に委嘱することよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
櫻井代理	<p>では、本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に日程第11 議案第6号「豊頃町社会教育委員の委嘱について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>議案第6号を説明する。</p> <p>豊頃町社会教育委員に関する条例第2条の規定により、豊頃中学校長 吾妻昌三他1名を教職員の人事異動に伴い、豊頃町社会教育委員に委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>任期は、前任者の残任期間の令和3年5月1日から令和4年3月31日までです。</p>

	<p>なお、全委員の名簿を35ページに記載しておりますのでご参照ください。</p>
櫻井代理	<p>議案第6号について事務局の説明を終わります。 本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。 吾妻校長、津久井PTA連合会長を社会教育委員として、前任者の残任期間ということで委嘱することよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
櫻井代理	<p>では、本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。 次に日程第12 議案第7号「豊頃町「報徳のおしえ」推進会議委員の委嘱について」を議題とします。 事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>議案第7号を説明する。 豊頃町「報徳のおしえ」推進会議設置規則第3条の規定により、大津小学校長須藤正博他2名を教職員の人事異動に伴い、豊頃町「報徳のおしえ」推進会議委員に委嘱したいので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。 任期は、前任者の残任期間の令和3年5月1日から令和4年9月30日までです。 なお、全委員の名簿を38ページに記載しておりますのでご参照ください。</p>
櫻井代理	<p>議案第7号について事務局の説明を終わります。 本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。 須藤校長他2名を「報徳のおしえ」推進会議委員として、前任者の残任期間ということで委嘱することよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
櫻井代理	<p>では、本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。 次に日程第13 協議第1号「豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書（案）について」を議題とします。 事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>協議第1号を説明する。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別添のとおり令和2年度豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書を作成するものです。 報告書の内容について、別途資料によりご説明いたします。 1ページには、点検評価の趣旨、対象、方法について記載しています。2ページから4ページは、教育委員会議の開催状況、5ページは、教育委員会規則等の制定、計画等の策定状況、6ページは、教育委員会委員の諸行事や研修会への参加状況、7ページ、8ページは、審議会等の会議の開催状況、8ページ下段には町民への情報提供、9ページ上段には表彰の実施状況について記載しています。 9ページから17ページで、教育行政執行方針についての内部評価を記載しています。 今後、委員皆様のご意見とともに、外部評価について学識経験者のご意見をいただき、その内容を包含した報告書を5月定例教育委員会にはかり、決定いただいた後、報告書を町議会に提出します。 その後、公表するよう進めたいと考えておりますので、この上告書の内容についてご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p>

櫻井代理	<p>協議第1号について事務局の説明を終わります。</p> <p>内容については、学識経験者の方のご意見を伺うということであり、皆様にはご一読いただいていると思いますが、更に内容に対しての変更点がありましたら、いつでも事務局にご報告いただければと思います。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	なし。
櫻井代理	<p>では、無いようなので本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に日程第14 協議第2号「豊頃町教育事務執行の点検・評価に係る学識経験を有する者の知見の活用について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をします。</p>
山田課長	<p>協議第2号を説明する。</p> <p>豊頃町教育事務執行の点検評価等に関する規程第3条第3項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、種川裕章氏（礼文内669番地）及び武内利夫氏（中央新町136番地）に意見を伺うよう依頼することとしたいので、ご協議くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、両氏は、それぞれ本町教育委員会委員としての経歴を有していることから同規程による適任者であるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
櫻井代理	<p>協議第2号について事務局の説明を終わります。</p> <p>本件につきまして、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
各委員	なし。
櫻井代理	<p>では、無いようなので本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて、その他の当面する日程について説明をお願いします。</p>
山田課長	<p>1 5月29日（土）豊頃中学校体育祭</p> <p>2 6月6日（日）大津小学校地域合同大運動会（140周年記念事業）</p> <p>3 6月13日（日）豊頃小学校運動会</p> <p>4 次回委員会開催日時 5月25日（火）14：00～</p>